

令和8年度 徳島県職員（文化財）選考採用試験実施要領

1 採用予定人員

文化財 2名程度

2 採用予定時期

原則として令和9年4月1日

3 職務の内容

県の関係機関において、埋蔵文化財に関する業務その他の行政事務に従事します。

4 受験資格

(1) 資 格

学校教育法による大学（大学院を含み、短期大学を除く。）において考古学、文化財学又は歴史学に関わる分野を専攻した者

なお、令和9年3月31日までに大学（大学院を含み、短期大学を除く。）において、考古学、文化財学、歴史学その他これに類する学科等の課程を卒業または修了する見込みの者が、同日までに卒業または修了できなかった場合は、採用される資格を失います。

(2) 年 齢

平成2年4月2日以降に生まれた者

(3) 次のア、イ、ウいずれかに該当する者は、受験できません。

ア 日本の国籍を有しない者

イ 地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する者

(ア) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(イ) 徳島県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

(ウ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はそのもとに成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

ウ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とする者以外）

5 試験日時及び試験会場

※ 自然災害等により、試験日程等を変更する場合は、徳島県のホームページで情報提供するとともに、申込み時の電話番号へ個別にお知らせいたします。

(1) 第1次試験（教養試験、専門試験）

試験日時	試験会場	合格発表
令和8年10月18日（日） ア 受付 午前9時30分～ イ 試験 午前10時～	四国大学交流プラザ 徳島市寺島本町西2丁目 35－8	11月上旬 （予定）

(2) 第2次試験（実技試験、口述試験）

試験日時・試験会場		合格発表
令和8年11月上旬 (予定)	日時及び会場は、第1次試験 合格者に別途通知します。	11月中旬 (予定)

(3) 人事委員会等の選考

第2次試験の合格者に対し、後日人事委員会等の選考を経て採用が決定されます。

6 試験方法

試験種目		方法及び内容	試験時間
1 次 試 験	教養試験 (択一式)	公務員として必要な一般的な知識、知能について、大学卒業程度の筆記試験を行います。	2時間
	専門試験 (記述式)	考古学の方法論と埋蔵文化財業務に必要な専門知識について、筆記試験を行います。	2時間
2 次 試 験	実技試験	職務として必要な技術等を見るため、土器の実 測試験を行います。	2時間
	口述試験	専門性、人物等について審査します。	

7 受験手続

(1) 受付期間

令和8年8月14日（金）～令和8年9月18日（金）

午前8時30分～午後6時（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

※受付期間経過後の申込みは一切受付しません。

(2) 応募書類（各1通）

- ① 受験申込書 1通（指定様式）
- ② 面接カード 1通（指定様式）
- ③ 履歴書（市販のもので可。写真を貼付すること。） 1通
- ④ 大学卒業（卒業見込）証明書又は大学院修了（修了見込）証明書
- ⑤ 成績証明書（大学学部以上）
- ⑥ 業績のリスト及び報告書（執筆分）、論文等の印刷（コピー可）
- ⑦ ⑥が無い場合は卒業論文または修士論文の要旨（A4コピー横書1,000字程度）
- ⑧ 発掘調査歴を記入した書面（様式自由：調査期間、遺跡名、調査機関を明記）
- ⑨ 官製はがき
（受験票として使用します。表面に受験票送付先の郵便番号・住所・氏名を記載し、裏面にはなにも記入しないでください。）

※徳島県ホームページ（<https://www.pref.tokushima.lg.jp/>）上に、受験申込書、面接カードを掲載しています。

8 申込方法

次の申込先に直接持参又は郵送してください。

郵送による申込みは、封筒の表に「選考採用試験（文化財）受験」と朱書きし、必ず「書留郵便」により送付してください。

※9月18日（金）必着。

なお、申込受付後、受験票を郵送しますが、10月9日（金）までに到着しない場合は、電話で観光スポーツ文化部文化振興課（088-621-2761）へ連絡してください。

9 給与・赴任旅費

初任給は、職員の給与に関する条例（昭和27年徳島県条例第2号）（給与条例）等の規定により、月額241,639円（給料月額＋地域手当）（令和8年4月1日現在）を基本として支給され、一定の職歴等がある場合は加算されることがあります。

このほか諸手当として、給与条例等の規定により、期末・勤勉手当、扶養手当、住居手当、通勤手当等が支給されます。また、採用等に伴い、住居の移転を行った場合は、条例等の定めに基づく赴任旅費が支給されます。

10 申込・問合せ先

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地

徳島県観光スポーツ文化部文化振興課（県庁2階）

電話 088-621-2761

メールアドレス bunkashinkouka@pref.tokushima.lg.jp

11 その他

（1）時計は時計機能だけのものだけに限り使用を認めます。

携帯電話やスマートフォン、ウェアラブル端末等は身につけたり、机の上に置くことはできません。

（2）第1次試験会場付近に受験者用の駐車場はございませんので、必ず公共の交通機関をご利用ください。